

新型インフルエンザ対策のために必要な法制度の論点整理

新型インフルエンザ・パンデミックへ十分な備えを行うことは、喫緊の課題。感染力が強く病原性が高い新型インフルエンザが国内で発生すれば健康被害は甚大となり、保健医療の分野だけでなく、社会全体に影響がおよび、社会・経済の破たんが危惧される。現在、新型インフルエンザ対策については、新型インフルエンザ対策行動計画（以下「行動計画」という。）が作成されているところであるが、行動計画の実効性をさらに高めるために、例えば以下のような点について法的枠組みを検討する必要があるのではないか。

- 1 新型インフルエンザ発生への官民の事前の備えはどうあるべきか
- 2 新型インフルエンザ発生時の国等の対応体制、民間の協力確保や国際連携はどうあるべきか
- 3 感染力・病原性が高い緊急事態において、国民生活・国民経済を維持するためにはどのような措置が必要か
- 4 感染力・病原性が高い緊急事態において、感染拡大防止・被害軽減のためにどのような措置が必要か

(参考) 危機管理に関する他制度の例

- * 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法等・・・自然災害や大規模事故
- * 武力攻撃事態対処法、国民保護法・・・他国からの武力攻撃等
- * 口蹄疫対策特別措置法・・・口蹄疫蔓延防止

1 新型インフルエンザ発生への官民の事前の備えはどうあるべきか

- (1) 国・都道府県・市町村の行動計画を法律上位置づけ、地域の特性を踏まえつつ国全体のまとまりある備えを確保することが必要ではないか
- (2) 最低限の国民生活を維持する観点から、行動計画に掲げられている医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等社会機能の維持に関わる事業者（以下「社会機能維持事業者」という。）については、あらかじめ新型インフルエンザ発生時の重要業務に関する事業継続計画の策定等を実施してもらうことが重要ではないか
- (3) 新型インフルエンザ対策に関する研究推進が重要ではないか

2 新型インフルエンザ発生時の国等の対応体制、民間の協力確保や国際連携はどうあるべきか

- (1) 国全体としてまとまりをもって対応するとともに、地域の特性も踏まえた対策を実施できるよう、国・都道府県・市町村に対策本部を設置することが必要ではないか
- (2) 社会機能維持事業者の協力を確保する仕組みが必要ではないか（例えば要請等や災害対策基本法、国民保護法等の指定公共機関制度）
- (3) WHOやアジア諸国等との連携が重要ではないか

3 感染力・病原性が高い緊急事態において、国民生活・国民経済を維持するためにはどのような措置が必要か

- (1) 国民生活・国民経済の安定確保のためにどのような措置が必要か
 - ・医薬品、衛生用品、食料、石油等重要な物資の安定供給及び物価の安定確保
 - ・電気、水道、ガス、公共交通、運輸、金融・決済システム、報道等国民生活・国民経済の安定確保のために重要なサービスの継続確保
 - ・埋火葬、廃棄物等生活衛生環境の確保のための措置
- (2) 企業の経済活動の安定を図るためどのような措置が必要か
 - ・政府関係金融機関等を通じた企業活動の継続支援のための金融支援
- (3) 民事上の債権債務や行政上の権利義務関係の混乱回避のためどのような措置が必要か
 - ・債務履行期限の延長
 - ・行政上の申請期限の延長等

4 感染力・病原性が高い緊急事態において、感染拡大防止・被害軽減のためにどのような措置が必要か

- (1) 国内侵入を遅らせるためにどのような措置が必要か
 - ・海外からの帰国者・入国者を停留する施設の確保
 - ・発生国からの入国の抑制

(2) 国内の感染拡大防止のためにどのような措置が必要か

- ・ 催物、興行場等不特定多数者が集まる行事・営業の抑制
- ・ 学校、保育所、通所福祉施設等の休業
- ・ 地域封じ込めのための集中的対策(医療、交通規制、生活支援)

(3) 予防接種をどのように実施することが適切か

- ・ プレパンデミックワクチン接種(医療従事者、社会機能維持者対象)
- ・ パンデミックワクチン接種(全国民対象。医療従事者、社会機能維持者に対する先行接種含む。)
- ・ 接種の優先順位、実施者、医療従事者の協力確保、費用、備蓄など

(4) 医療を確保するためどのような措置が必要か

- ・ 医師、看護師、薬剤師の協力確保(被災補償等のあり方を含む。)
- ・ 医療を行うための臨時施設の確保
- ・ 医薬品等の備蓄
- ・ 医薬品承認等の医療関係法の特例(外国の支援受入れを含む。)

* 感染力・病原性が高い緊急事態に対応するための法的措置の発動の開始・終了の判断は、どのように行うのか

* 社会機能維持に大きな影響を及ぼすおそれのある新感染症への対応をどうするか

ご意見をいただいた場合、今後の検討の参考にさせていただきます。

【連絡先】

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

〒100-8969 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL. 03-5510-9010

Mail: g.singatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp